

## <生活保護を受けるうえでの留意事項>

### 生活保護を受ける前に、まず次のことに努力してみてください

- 働くことのできる人は、仕事に励んでください。
- 預貯金などがあれば、生活費にあててください。
- 今、あなたの財産で利用できるものは、生活のために利用してください。(例えば、預貯金、証券、貴金属、生命保険、不動産など)
- ほかの法律や制度で受けられるものは、その給付を受ける手続きをしてください。
- 扶養義務者である親子、兄弟などに援助を依頼し、受けてください。もちろん、それぞれの生活があるとは思いますが、可能な範囲の援助を依頼し、受けてください。

### 生活保護を受けたときは次のことを守ってください

生活保護は自立を支援する制度です。受給者は、自立するための努力を継続していただきます。

- ムダのない規則正しい生活をしましょう。
- 働ける人は、働いていただき、収入をあげるように努力してください。
- 働ける人で仕事が決まっていない人は、早く仕事を見つけて働くようにしてください。
- 特別な場合以外は、自動車を持ったり、使ったりすることはできませんので処分してください。
- 健康福祉センターが必要と認めて指示したことは、守ってください。

### 収入の届け出についての注意

収入の届け出は、支給する金額を決めるために必要ですから、どんな収入でも、正しく、詳しく、すぐに届け出ることになっています。収入があったときや近い将来に収入が見込めるとき(保険金の受け取りや遺産相続など)には、届け出てください。(収入申告書を役場窓口に提出してください。)

### こんなときは保護費の返還が必要になります

- 届け出が遅れたり間違ったり、うその届け出をして、余分に保護費を受けたとき
- 年金をさかのぼって受け取ったり、交通事故の補償金をあとで受け取ったりしたとき
- 遺産分割の話合いが長引いて、あとで財産を受け取ったとき